平成30年度 第1回彦根市公共下水道事業審議会　議事録

１　日時　平成31年2月18日（月）13時半から15時まで

２　場所　彦根市民会館　3階　第3会議室

３　出席者（順不同）

　　　　　　＜委員＞　5名

　　　　　　中村　傳一郎

　　　　　　丸尾　雅啓

　　　　　　横山　幸司

　　　　　　鈴木　健氏

　　　　　　渡邊　美幸

　　　　　　＜事務局＞　10名

　　　　　　上下水道部：山口部長、廣田次長

　　　　　　上下水道総務課：清水課長、長崎課長補佐、宮本、若林

　　　　　　下水道建設課：荒北課長補佐、辻副主幹

　　　　　　上下水道業務課：辰巳課長、巖佐係長

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | お待たせいたしました。ただ今から、平成30年度 彦根市公共下水道事業審議会を開会いたします。  委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。  本日の会議ですが、彦根市公共下水道事業審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は8名中  5名の委員の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しますことをご報告いたします。また会議の時間は概ね2時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。  会議に入ります前に、前回から事務局に一部異動がありましたので、改めて自己紹介をさせていただきます。  〔事務局職員 自己紹介〕  それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと存じますが、審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、中村会長よろしくお願いいたします。 |
| 【議事】 |  |
| 会長 | それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。 |
|  | 初めに、「下水道事業の概要および第5期経営計画の進捗状況」について事務局から説明を受け、委員の皆様方からは、幅広くご意見やご質問を伺いながら、進めてまいりたいと考えております。 |
|  | それでは、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは、下水道事業の概要および第5期経営計画の進捗状況について説明をさせていただきます。  　資料1【第5期経営計画の実績（整備計画・財政計画）H28～H32年度】・資料2【彦根市公共下水道（汚水）計画一般平面図】・資料3【災害用マンホールトイレの設置について】に基づき説明。 |
| 会長 | ただ今、１つは財政計画、それから整備に関して事務局より説明がありました。頑張っていただいて整備が進んできているようですが、まだまだ正法寺町や地蔵町等が残っており、これからの課題かと思います。  ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。 |
|  | （質疑応答） |
| 委員 | 財政計画で市債の発行金額が大体2億円ほど少なくなってきているということですが、これは実際の工事費用が少なくすんでいるということなのか、それとも計画していた所の整備が本年度内にできないので必要額が減ったということなのか、どう考えたらよろしいのでしょうか。 |
| 事務局 | 市債につきましては、建設事業債・平準化債の二つに分かれておりまして、実際の管の建設費用に対しては、資料の下段にある様に事業費は計画どおりに進めておりますので、一定の割合、ルールに応じて起債を発行しておりますので、それに関しては特に減っているということはありません。主な要因としましては、先に申し上げました流域建設負担金は県に支払うお金でございますが、これに対しても借入することができますので、これが計画に対して実績見込みが減っている分、借入の方が少なくなっており、このことが要因となっています。 |
| 委員 | 整備に関しては、計画どおりにいっているということですが、流域建設負担金などが少なくなっているということであれば、その分の費用が必要ないことになりますね。 |
| 委員 | 計画よりは人口は減っていっていて、行政区域内人口や処理区域内人口とかは減っていると思いますが、一般排水が増えているのは、節水とかが進んでいるのに意外だったんですが、どうしてですか。 |
| 事務局 | 排水が増えているのは、建設が進んでおりまして、供用開始地域が広がっているのが主な要因です。 |
| 委員 | 29年度時点の処理区域内人口は約92,800人で平成30年度に約93,600人ということで約800人、見込みとしては増えるということですが、これが約10万㎥の流入増に繋がっているという見込みなのですか。 |
| 事務局 | 単純な計算では言えないところもありますが、下水道をご使用になる家庭はどんどん増えておりますので、その分使用量も増えていくことも考えられます。 |
| 委員 | 水洗化人口も増えておりますからね。 |
| 委員 | 人口が減っていくと、何でも単純に使う量が減ってくるように思っておりましたので。 |
| 委員  委員 | まだ水洗化率が100％になっていないので、水洗化率が100％になると人口と同じように減っていくことも考えられます。  水洗化率が100％になるまでは、なだらかに増えていくということなんですね。 |
| 委員 | 災害用マンホールについてですが、資料3にある設置費用は上と下の部分があるかと思いますが、この金額は、佐和山小学校に設置された時の金額ということでよろしいですか。 |
| 事務局 | 資料3に書かせていただきました費用に関しては、マンホールの地面から上の部分、便座やテントの購入に関しては、資料に書いてあります4,829,544円の金額で、こちらは本市の危機管理室で購入したものになります。下水道建設課では地下の部分、グラウンドから下の見えない部分を対応しました。その金額が9,610,920円です。佐和山小学校に設置した金額になります。 |
| 委員 | どこかに設置しようと考えたときには、ほぼこれくらいの金額が必要になるということですか。 |
| 事務局 | 設置する基数は同じですので、ほぼこれくらいの金額になるかと思います。ただ、グラウンド内に設置したときに、先方から「舗装してください」などと言われた時には、若干金額の方は変更してくるのかなとは思います。上物の部分に関しては、入札になりますので多少の差はあるかと思いますが、これくらいの金額が必要になるかと思います。 |
| 委員 | 平成31年度はどこの地域ですか。 |
| 事務局 | 城東小学校・平田小学校です。金額に関しては、全額市の持ち出しではなく、国の補助金もあります。 |
| 委員 | それ以後の計画はありますか。 |
| 事務局 | 今のところ、下水道建設課が対応させていただける事業としては以上で、設置させていただいても3箇所までになります。それ以降に関しては相談させていただく、状況を見て判断させていただくことになるかと思います。 |
| 委員 | やはり、避難所になっているところを中心に整備しているということですね。非常にこれは有効な、効果的なものだと思います。いつも地震が起こった時に一番に問題になるのがトイレで、全然使えないとか言われていますので。  　彦根市のマンホールトイレは貯留型を採用しているということですが、もしも本管に流れることができない場合に、何日くらい、何人くらいが使用しても大丈夫でしょうか。 |
| 事務局 | 一応、貯留型を採用させていただきましたメリットというのが、下水道管が万が一使えないとなった場合に、避難されている方の汚水、トイレに支障がないようにこちらを採用させていただきました。下水道管が大丈夫な場合であっても、一日一回は水を抜いて入れ替える必要があります。なので、下水道管が万が一使えないとなった場合には、バキュームか何かで、一日一回は吸い取って、また水を溜めるという対応をさせていただこうと思っております。 |
| 委員 | 佐和山小学校の収容人数が1,300人ですから、1基あたり100人ということになるかと思います。マンホールトイレの設置箇所は3箇所ということでしたが、マンホールトイレ以外にも災害時に使えるものがあるかと思います。人口からするとこれだけでカバーすることは難しいかと思いますが、他に計画などはありますか。 |
| 事務局 | 避難所でのトイレは、現在下水道が供用していて、下水道建設課で対応できる部分というのは、先ほどから申し上げている3つの小学校になります。当然他の小学校に関しましても避難所に指定されておりますので、それらの小学校でどのようにするかと言いますと、従来どおりの仮設トイレで対応いただくことになると危機管理室の方からは聞いています。最終的な理想としましては、市内の全ての避難所にマンホールトイレが設置されることが理想ですが、予算的なこともありますし、本市では本管整備の方にお金を投入させていただきたいという現状もありますので、3箇所で今のところは止めています。  　予算の確保は、他の事業や他の部署でもかまわないと思っているし、小学校の建設事業と合わせて計画していただく分には問題はございませんので、そのようなところでは、関係各課と協議をしていきたいと考えております。 |
| 委員 | 今年は使用料が少なかったのですか。 |
| 事務局 | 資料にあります下水道使用料ですが、29年度の決算額が約15億1,600万円で、30年度が約14億9,700万円となっていますので、だいぶ下がっているように思えますが、30年度に関しては予算見込額になります。昨年度決算額の約15億1,600万円よりは多くなると見込んでおります。 |
| 会長 | 続きまして、2つ目の審議事項「地方公営企業法適用基本計画の進捗状況」について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料4【平成30年度、平成31年度 下水道事業の地方公営企業法適用に係る事務事業計画】・資料5【彦根市公共下水道地方公営企業法適用基本計画P18新旧対照表】・資料6【貸借対照表】・資料7【官公庁会計（単式簿記）、公営企業会計（複式簿記）の比較資料】に基づき説明。 |
| 会長 | 地方公営企業法適用の進捗状況については、ただ今説明があったように今年度、2019年度をもって作業を終えて、2020年度から地方公営企業法を適用した会計に切り替えていくということでした。  　まず、資料5にありますように、基本計画で法適化する必要がないと言っていました、雨水排水につきましては、同じ下水道部局で担当しているということもありましたので、地方公営企業法の適用の中に入れるということです。会計的には今までもそのように処理をしていて、ただ担当部局が違っていたということだけで、実態としては一体としてやることに問題はありませんので、改定後の考え方の方が適切かなと思います。  　これらも含めまして、新たな貸借対照表や損益計算書など、会社にお勤めの方は良くご存知かもしれませんが、役所ではあまり使わないものですから、わかりにくい点があるかと思います。これらを含めまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。 |
|  | （質疑応答） |
| 委員 | 参考までに教えていただきたいのですが、基本計画8ページにありますように、組織や職員の身分は今までと変更がないとのことですが、皆様もご承知のとおり平成32年度から地方公務員法の改正があり、非常勤職員の会計年度任用職員への移行がありますよね。下水道特別会計だけではなくて、上下水道部さんで非常勤職員といわれる方を雇用されているかと思うのですが、適用されていないと改正されませんから、実質的には関係ないかもしれませんが、上下水道部さんで実際に働かれている非常勤職員さんはどういった雇用形態がおありで、今後どのように整理されていくのかについて、数字もちゃんと決まっておられましたら教えていただきたいです。 |
| 事務局 | 現状、臨時職員として雇用しておりますのが、事務補助として2名、水洗化普及員として1名、宅内排水施設の検査員として1名、受益者負担金分担金の収納員として1名こちらは臨時職員としてではなく、嘱託職員としてお願いしているところでございまして、来年度につきましては、収納員は雇用を中止させていただくことになります。現状としては嘱託職員になります。 |
| 委員 | 臨時職員として事務補助の方と検査員の方がいらっしゃるとのことでしたが、こちらは会計年度任用職員の中ではフルタイム・パートタイムのどちらになりますか。 |
| 事務局 | 今、現状ではパートタイムで1名・フルタイムで3名です。市全体でも今後、整理していくことになりますので、それに合わせて考え方を調整していくことになるかと思います。 |
| 委員 | そうですね。本庁の方でもやってらっしゃいますしね。  収納員の方がやっておられた業務にというのは、まるっきり民間委託されるということですか。 |
| 事務局 | 非常勤で、常勤でもなく集金する対象のお宅にお伺いして、収納するということでしたので、業務課の方の指示により行っていただくということでした。 |
| 委員 | 先ほど、その制度がなくなるということでしたけど、そうすると今までのその業務というのはどうなるのですか。 |
| 事務局 | 主に受益者負担金を分納されている方のお宅に集金に伺っているというのが廃止できなかった理由なのですが、今後は分納されている方にも、直接納付書を送らせていただいて、お近くの金融機関で納めていただくことになろうかと思います。なので集金はしない方向性になると思います。 |
| 委員 | なるほど、戸別訪問をしないということですね。嘱託職員というものは制度上ないので。 |
| 事務局 | そうなんです。会計年度任用職員という中では嘱託職員は雇用が継続できないということになりますので。 |
| 委員 | 今後の地方公務員法上、嘱託職員というのがないので、名称としては各自治体でそのまま使われていく可能性はありますが。  そうしますと、会計的にはそれほど変わらないということですね。影響としては1名減になるくらいですね。今のところですが。 |
| 委員 | 制度導入、切り替えに係る職員研修があるとのことでしたが、技術系の職員も事務の人も皆、研修を受けることになるということですね。これは誰が研修を行うのですか。どこかに研修を受けに行くということですか。それとも誰かに来てもらって研修を受けるということですか。あるいは市の財政課の方が教えてくれるのですか。 |
| 事務局 | 実際には、私たち職員ができるところは職員で行います。先ほどの道路河川課や他の部局、上下水道部内などは職員で行います。会計システムの使い方などを見ていく中で、仕組みに関して理解できることもありますので、ここに関してはシステム会社に委託しておりますので、その中でシステムの使い方の研修を行っていただくということを考えております。  上下水道部で上水道はもうすでに企業会計を適用しておりますので、総務課の職員は上水道の方は企業会計ですし、下水道は特別会計です。ある意味半分はもうすでに企業会計を使っている状態です。システムもよく知っています。上水道工務課、業務課も企業会計です。純粋には下水道建設課と業務課の下水道担当者が研修を受けていくことになります。 |
| 委員 | 上下水道部なので、水道の方はすでにやっておられますから、全然馴染みがなくてびっくりするということはないですか。下水道の職員さんも。 |
| 事務局 | 以前に水道部門にいた職員もおりますので、そういった職員は、見たことがあるな、という感じになるかと思いますし、初めて見る職員もおります。 |
| 委員 | 複式簿記も慣れればそんなに抵抗なくやっていただけるとは思います。最初はちょっと戸惑うかもしれませんが。  一部適用とはいえ、議会の方はどうなりますか。契約とか、例えば大きい工事を出すときとか。 |
| 事務局 | それは適用除外になります。 |
| 委員 | 議決案件になるということですか。 |
| 事務局 | 議決案件になりません。 |
| 委員 | ならないということですね。本来なら管理者がいるから決裁をしてもらうが、今のままで市長がそのまま管理者を兼ねるということなので、議決案件からは外れるということですね。規模の大きな契約になっても同様ということですね。 |
| 会長 | いかがでしょうか。企業会計導入に向けて着々と進んでいるようですが、市民の皆さんが決算書を見てわかりやすくなったと感じるかはわかりませんが、いずれにしても長期の借金がどうかということや、工事の契約までわかるかは別ですが、発注する側としてはやりやすくなるのは間違いないと思います。単年度で切って精算してとか、いらない事務は発生しないと思います。  （異議の有無について確認）  それでは事務局から説明のありました、資料5にあります彦根市公共下水道地方公営企業法適用基本計画の一部改定案について、ご異議はございませんでしょうか。  また、今の説明にありましたように、2019年度を通して適用化事務を進めていただいて、2020年度から適用をスタートしていくということで、ご異議ありませんか。 |
| 委員一同 | 異議なし |
| 会長 | それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。 |